

# 令和7年度 町民税・県民税申告の手引き

おいらせ町税務課

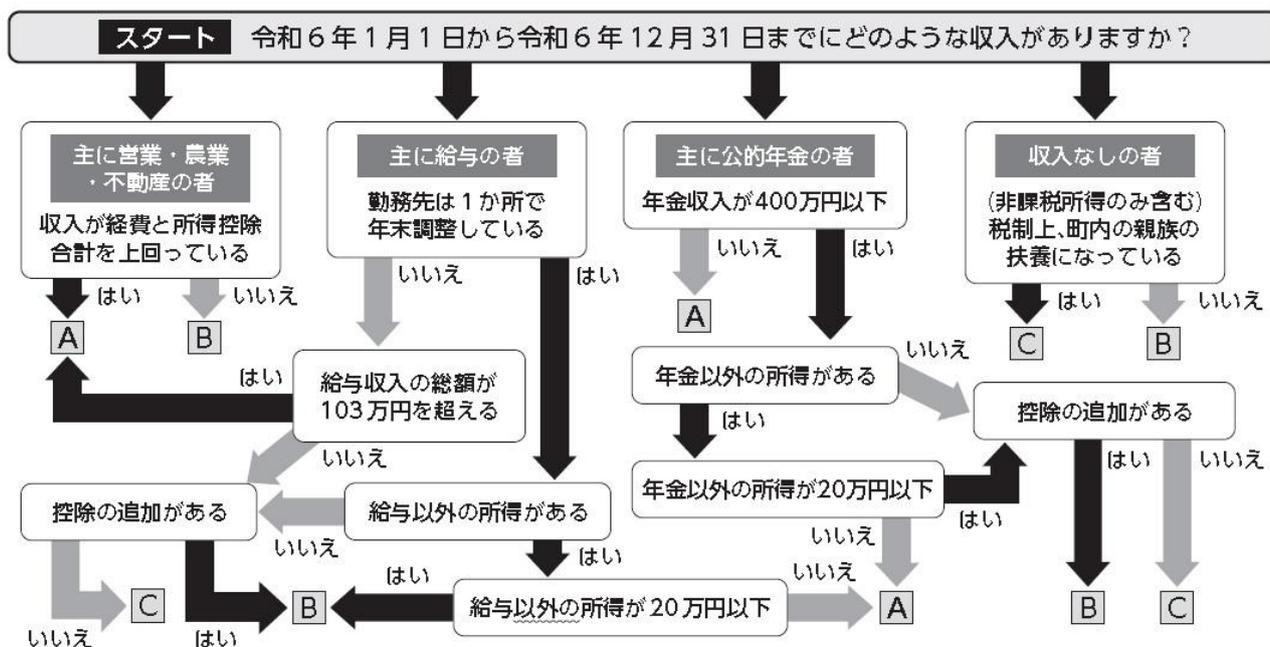
## 1. 申告書を提出する必要がある方

令和7年1月1日においらせ町に住所のある方は、町民税・県民税申告書を提出してください。ただし、次の方は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。詳しくは下記フローチャートをご確認ください。

### 【町民税・県民税申告書の提出が不要な方】

- ①所得税の確定申告をした方（確定申告をした方は町・県民税申告をしたとみなされます）
  - ②令和6年1月1日～令和6年12月31日（以下、「令和6年中」という。）の収入が、給与収入のみの方で、勤務先で年末調整を受け、給与支払報告書が町に提出されている方（※1）
  - ③令和6年中の収入が公的年金等の収入（400万円以下）のみの方（※2）
  - ④令和7年1月1日においらせ町に住所のある方の控除対象配偶者か扶養親族になっている方（※1）給与の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合や、2つ以上の勤務先から給与を受けている場合は、町民税・県民税申告書を提出してください。（所得税の還付や納付が生じる場合は、税務署等で所得税の確定申告が必要）
- （※2）公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受ける場合は、町民税・県民税申告書をご提出ください。（所得税の還付や納付が生じる場合は、税務署等で所得税の確定申告が必要）

### 【申告要否判定フローチャート】



※ フローチャートは一般的な例を示したものです。フローチャートに当てはまらない場合や不明な点は税務課までお問い合わせください。

A	所得税の確定申告	十和田税務署又はおいらせ町役場で所得税の確定申告をしてください
B	町・県民税申告	おいらせ町役場で町・県民税申告をしてください(所得税が多く源泉徴収されていたことで還付を受ける場合は、確定申告が必要です)
C	申告不要	申告の手続きは必要ありません

## 2. 収入が無い方、非課税収入があった方

令和6年中の期間に収入が無い方、遺族年金や障害者年金、雇用保険の失業給付等の非課税収入のみの方も申告が必要です。申告が無い場合、所得証明書(保育園の入所や幼稚園の補助金、町営住宅の入居の際に必要な)の発行ができません。また、国民健康保険税や介護保険料等が適正に課税されず、軽減も適用になりません。

収入が無い方や非課税収入のみであった方は、町民税・県民税申告書に代えて、簡易申告書の提出でも構いません。

## 3. 申告期限

令和7年3月17日(月)

## 4. お問い合わせ先、町民税・県民税申告書の提出先

おいらせ町税務課 住民税係

電 話	0178-56-4704 (税務課直通)
所在地	〒039-2192 上北郡おいらせ町中下田 135 番地 2

5. 申告書記載例

令和7年度分 県民税・町民税 申告書

世帯番号			
宛名番号			
指定番号			
おいらせ町長殿	1月1日現在の住所	現住所 <b>おいらせ町中下田 135-2</b>	
	申告区分	同上	
提出年月日		フリガナ	おいらせ 次郎
年	月	日	氏名
R6	1	1	奥入瀬 太助
生年月日		昭和****	世帯主の氏名
奥入瀬 太助		個人番号	
****-**-****		****-**-****	
続柄		本人	業種又は職業
			会社員

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類	支払った保険料
源泉徴収票より	539,000		
国民健康保険税	87,000		
介護保険料	65,000		
合計		691,000	
新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
89,500			
新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
60,000			
介護医療保険料の計			
70,000			
地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
25,000			
⑰ □ 寡婦控 ⑱ □ ひとり親控 ⑲ □ 勤労学生控除 (学校名) □ 未成年 ( )			
⑳ 障害者控除 フリガナ 氏名 奥入瀬 太郎 障害区分 普通 個人番号 ***** フリガナ 氏名 奥入瀬 太郎 障害区分 個人番号 ***** 本人障害の程度 4級			
㉑～㉒ 配偶者控除、ひとり親控除、勤労学生控除 配偶者 奥入瀬 花子 生年月日 昭和**** 個人番号 ***** 配偶者の合計所得金額 950,000 同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く)			
㉓ 扶養控除 1 フリガナ 氏名 奥入瀬 太郎 生年月日 平成**** 同居・別居の区分 同居 続柄 子 個人番号 ***** 扶養区分 控除額 33万円 2 フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄 個人番号 扶養区分 控除額 3 フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄 個人番号 扶養区分 控除額 4 フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄 個人番号 扶養区分 控除額			
(控除対象外) 1 6歳未満の扶養親族 1 フリガナ 氏名 奥入瀬 次郎 生年月日 平成**** 同居・別居の区分 同居 続柄 子 個人番号 ***** 扶養区分 2 フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄 個人番号 扶養区分 3 フリガナ 氏名 生年月日 同居・別居の区分 続柄 個人番号 扶養区分			
扶養親族 年少扶養 障害者(配偶者含)		扶養控除額の合計 (人) 330,000	
特定(内同居)老人 一般			
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。			
㉔ 雑損控除		損害の原因 損害年月日 損害を受けた資産の種類	
		損害金額 保険金などで補てんされる金額 差し損失額のうち 災害関連支出の金額	
㉕ 医療費控除		支払った医療費等 300,000 保険金などで補てんされる金額 50,000	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	
		分離肉用牛		
	業	農業	イ	
		不動産	ウ	600,000
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	(内専給) 3,850,000
		公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
	長期	サ		
	一時	シ		
2 所得金額	事業	営業等	①	
		免税所得		
	業	農業	②	
		不動産	③	230,000
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	2,638,400
		公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計	⑩	(⑦+⑧+⑨)
	総合譲渡・一時	⑪		
	合計	⑫	2,868,400	
	繰越損失			
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	691,000	
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	12,500	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生 障害者控除	⑲～㉑	260,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	330,000	
	基礎控除	㉔	430,000	
	⑬～㉔までの計	㉕	2,123,500	
	雑損控除	㉔		
医療費控除	㉕	150,000		
合計	㉖	2,273,500		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。  
 5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き (特別徴収)  
 自分で納付 (普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。



6. 源泉徴収票から申告書への記載例 (5. 申告書記載例の金額に対応)

令和 年分 給与所得の源泉徴収票

住所又は居所	おいらせ町中下田 135-2		氏名	奥入瀬 太助		収入者番号		
種別	支給金額	給与所得控除額の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額				
給与・賞与	3 850 000	2 638 400	2 186 500	150 000				
配偶者(特別)控除の額	3 800 000	控除対象扶養親族の扶養(配偶者を除く。)		障害者の扶養(本人を除く。)		非居住者である親族の扶養		
社会保険料等の金額	539 000	生命保険料の控除額	112 500	地震保険料の控除額	25 000	住宅借入金等特別控除の額		
生命保険料の金額の内訳	89,500	日生命保険料の金額	70,000	介護医療保険料の金額	60,000	基礎控除の額		
配偶者の合計所得	950,000	基礎控除の額	480,000	所得金額		調整控除額		
控除対象扶養親族	奥入瀬 花子		奥入瀬 次郎					
未除年者	外 国 人	氏 名	奥入瀬 太一郎	氏 名	奥入瀬 次郎	昭和 * * *		

1 収入金額等「カ」と裏面の所得の内訳に記入

2 所得金額⑥に記入

3 所得から差し引かれる金額に関する事項③に記入

裏面の所得の内訳に記入

各保険料の支払額を3所得から差し引かれる金額に関する事項⑤に記入し計算する。計算した控除額を4所得から差し引かれる金額⑤に記入する。

地震保険料支払額を3所得から差し引かれる金額に関する事項⑥に記入し、計算した控除額を4所得から差し引かれる金額⑥に記入する。

扶養親族の障害者を3所得から差し引かれる金額に関する事項②に記入し、控除額を4所得から差し引かれる金額②に記入する。

3所得から差し引かれる金額に関する事項の②②に記入する。配偶者の合計所得から配偶者控除・配偶者特別控除を判断・計算し、控除額を4所得から差し引かれる金額②②に記入する。

3所得から差し引かれる金額に関する事項②に記入し、控除額を計算のし、4所得から差し引かれる金額③に記入する。

16歳未満扶養親族を3所得から差し引かれる金額に関する事項の「16歳未満の扶養親族(控除対象外)」に記入する。

該当する本人控除を3所得から差し引かれる金額に関する事項⑦⑧⑨⑩に記入する。

※「所得控除の額の合計額」、「配偶者(特別)控除の額」、「生命保険料の控除額」、「地震保険料の控除額」、「基礎控除の額」の金額は、所得税の控除額になっていますので、町民税・県民税の控除額で計算し申告書に記載してください。

## 7. 申告書の書き方（分離課税を除く）

### （1）住所・氏名・電話番号・個人番号など

住所	「現住所」欄に現在の住所を記入してください。「1月1日現在の住所」欄には、令和7年1月1日の住所が「現住所」と異なる場合に記入してください。なお、方書やアパート名などについても具体的に記入してください。
氏名	氏名、フリガナを記入してください。（押印不要です）
電話番号	不明な点がある場合、電話連絡で確認することもありますので、日中連絡がつく携帯電話番号などを記入してください。
個人番号	個人番号を記入してください。
生年月日	生年月日を記入してください。
世帯主の氏名	令和7年1月1日の世帯主を記入し、世帯主との続柄を記入してください。

### （2）1 収入金額等 / 2 所得金額

収入の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。表中のカタカナ記号及び丸数字は申告書に対応しています。

収入金額	事業（農業、漁業、自営業等）や不動産などの場合は、いわゆる「売上金額」、会社等から給与を受けている場合は、各種控除が天引きされる前の額面上の「給与支払金額」、公的年金の場合も、各種控除が天引きされる前の「受給額」をそれぞれ収入金額と言います。
所得金額	収入金額から、その収入を得るための必要経費又は法令で定められている控除額を差し引いた金額を言います。

所得の種類		所得の概要	計算方法及び記入方法
ア/①	事業	営業等 製造業、卸売業、小売業、飲食店業、サービス業のほか、漁業、外交員、医師、弁護士などの営業（事業）から生ずる所得	所得金額 ＝収入金額－必要経費 ※所得の種類ごとに収支内訳書を作成し、収入と所得を記入してください。また、「7事業・不動産所得に関する事項」に収入金額や必要経費を記入してください。
イ/②		農業 農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
ウ/③	不動産	地代、家賃、土地家屋の権利金などの所得	
エ/④	利子	預貯金や公社債の利子、公社債投資信託などの収益の分配による所得（*1）	所得金額＝収入金額
オ/⑤	配当	法人から受ける利益の配当、剰余金の分配、投資信託などの収益の分配による所得（*2）	所得金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子 ※種類を「8配当所得に関する事項」に記入してください。

所得の種類		所得の概要	計算方法及び記入方法
カ/⑥	給与	給与、賃金及び賞与などの所得  ※パートやアルバイトによる収入を含みます。 ※謝礼や報酬などでも給与所得に分類される場合があるため、不明な場合は支払者に確認ください。	<p>「源泉徴収票から記載する場合」 収入金額は「支払金額」、所得金額は「給与所得控除後の金額」を転記してください。（*3）</p> <p>「給与所得を計算する場合」 11 ページの速算表で計算してください。 ※給与の内訳を「6 給与所得の内訳」「所得の内訳」に記入してください。</p>
キ/⑦	雑 （*6）	公的年金等  国民年金、厚生年金、企業年金及び公務員の共済年金などの所得（*4）	公的年金等の計算は 11 ページの速算表で計算してください。（*3） ※「所得の内訳」に記入してください。
ク/⑧		業務  副業などによる収入のうち営利を目的とした継続的なもの（*5） ※シルバー人材センターからの分配金、原稿料や印税、その他副業など。	所得金額 ＝収入金額－必要経費
ケ/⑨		その他  他の所得に当てはまらないもの ※金銭の貸付による利息、生命保険の年金など	所得金額 ＝収入金額－必要経費
コ/⑩	総合譲渡	短期  土地建物等以外の取得から5年以内の資産の譲渡による所得 ※資産とは、船舶や機械等の動産、借地権や営業権、特許権や著作権などです。	<p>「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入し計算してください。 「裏面イ」の金額→申告書「コ」 「裏面ロ」の金額→申告書「サ」 「裏面ハ」の金額→申告書「シ」 「裏面ニ」の金額→申告書「⑩」 ※特別控除額が総合譲渡50万円、一時所得50万円（50万円に満たない場合はその額。長期・短期譲渡がある場合は短期譲渡から差し引く。）。</p>
サ/⑪		長期  土地建物等以外の取得から5年を経過した資産の譲渡による所得 ※資産とは、船舶や機械等の動産、借地権や営業権、特許権や著作権などです。	
シ/⑪	一時	生命保険や損害保険の満期返戻金、懸賞の賞金・当選金類、競馬や競輪の払戻金などの一時的な所得	
⑫	合計	①から⑥、⑩、⑪の合計を記入する。	

- \* 1 銀行等の預金の利子など、支払時において住民税が徴収されたものについては申告の必要はありませんが、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものは申告が必要です。
- \* 2 非上場株式の少額配当等がある場合は、所得税とは異なり申告不要制度はありませんので、申告が必要です。
- \* 3 子ども・特別障害者である扶養親族等を有する者、または給与所得と公的年金等所得の双方が有る者は、所得金額調整控除があります。詳細は下記とおりです。
- \* 4 障害年金や遺族年金は非課税ですので申告の必要はありません。また、雇用保険の給付金なども非課税となります。
- \* 5 給与所得者が太陽光発電設備を家事用資産として使用し、その余剰電力を売却している場合などは、事業所得に該当しない副業と判断され、雑所得となります。
- \* 6 雑所得については、赤字の場合は、雑所得内のみで損益通算します。

《所得金額調整控除の計算方法》

①子ども・特別障害者である扶養親族などを有する方の所得金額調整控除

「23歳未満の扶養親族を有する方」「本人が特別障害者である方」「特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する方」のいずれかに該当する給与収入850万円超の方は、次のとおり計算した控除額を給与所得の金額から控除する。

$$\text{控除額} = (\text{給与収入} - 850 \text{万円}) \times 10\%$$

※給与収入は上限1千万円。控除額は上限15万円です。

②給与所得と公的年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除

給与所得と公的年金等所得の双方を有する方は、次のとおり計算した控除額を給与所得から控除する。

$$\text{給与所得 (上限 10 万円)} + \text{公的年金等所得 (上限 10 万円)} - 10 \text{万円}$$

《カ/⑥ 給与所得速算表》

収入金額 (A)	給与所得金額	
～ 550,999 円	0 円	
551,000 円 ～ 1,618,999 円	A-550,000 円	
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円	
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円	
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円	
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円	
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	A ÷ 4 = B (千円未満の端数切捨て)	B × 2.4 + 100,000 円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円		B × 2.8 - 80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		B × 3.2 - 440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	A × 0.9 - 1,100,000 円	
8,500,000 円 ～	A - 1,950,000 円	

《キ/⑦ 公的年金等雑所得速算表》

年齢	公的年金等 収入金額 (A)	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超～ 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	0 円～ 1,299,999 円	A - 600,000 円	A - 500,000 円	A - 400,000 円
	1,300,000 円～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円
65 歳以上	0 円～ 3,299,999 円	A - 1,100,000 円	A - 1,000,000 円	A - 900,000 円
	3,300,000 円～ 4,099,999 円	A × 0.75 - 275,000 円	A × 0.75 - 175,000 円	A × 0.75 - 75,000 円
	4,100,000 円～ 7,699,999 円	A × 0.85 - 685,000 円	A × 0.85 - 585,000 円	A × 0.85 - 485,000 円
	7,700,000 円～ 9,999,999 円	A × 0.95 - 1,455,000 円	A × 0.95 - 1,355,000 円	A × 0.95 - 1,255,000 円
	10,000,000 円 ～	A - 1,955,000 円	A - 1,855,000 円	A - 1,755,000 円

**注意!** 国や地方公共団体などからの給付金・助成金などの取扱い

国や地方公共団体などから支払われる給付金や助成金については、それぞれの給付金・助成金の目的・性質によって、次のとおり課税関係が異なりますので、ご注意ください。

非課税となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支給の根拠となる法令などの規定で非課税所得とされている給付金など</li> <li>●学資として支給される金品としての給付金・助成金</li> <li>●心身または資産に加えられた損害に対する相当の見舞金</li> </ul>
課税となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●非課税となるものに該当しない給付金・助成金全般</li> <li>→事業に関連して支給されるものは「事業所得」として申告します。</li> <li>→事業に関連しない給付金・助成金で、臨時的に一定の所得水準以下の方に対して支給されるものは、「一時所得」として申告します。</li> <li>→事業所得にも一時所得にも該当しない給付金・助成金は「雑所得」として申告します。</li> </ul>

※課税関係の詳細については、補助金・助成金の支払者や税務署、町税務課へお問い合わせください。

(3) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算し、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。表中の丸数字は、申告書に対応しています。

所得控除の種類	控除の条件 および 記入方法	控除額
⑬ 社会保険料控除	令和 6 年中に、納税義務者が自己または生計を一にする配偶者その他の親族が負担すべき社会保険料（健康保険の保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料など）を支払った場合、または納税義務者の給与や年金から差し引かれた場合（*1）	支払った金額
⑭小規模企業 共済等掛金控除	令和 6 年中に、小規模企業共済契約の掛金や心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合	支払った金額
⑮ 生命保険料控除	令和 6 年中に、納税義務者が自己又は自己の配偶者その他の親族が受取人となっている一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険などの保険料を支払った場合	13 ページ 参照 (最高 7 万円)
⑯ 地震保険料控除	令和 6 年中に、居住用家屋や生活用動産などの損害保険契約の地震等損害部分の保険料、または平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結した長期損害保険契約等の保険料を支払った場合	14 ページ 参照 (最高 2 万 5 千円)
⑰寡婦控除	●夫と離別後に婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有する合計所得金額が 500 万円以下の方 ●夫と死別した後に婚姻していない、または夫が生死不明で、合計所得金額が 500 万円以下の方	26 万円
⑱ひとり親控除	ひとり親（離婚、死別、生死不明、未婚）で、総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子を有し（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族とされていない者）、合計所得金額が 500 万円以下	30 万円
⑲勤労学生控除	令和 6 年中の合計所得金額が 75 万円以下で、そのうち勤労によらない所得が 10 万円以下の勤労学生	26 万円
⑳障害者控除	納税義務者や同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、氏名、マイナンバー、障害の程度を記入してください。	
	「障害者」…身体障害者手帳 3～6 級、精神障害者手帳 2～3 級、愛護手帳 B 所持者、または要介護認定者で介護保険者から普通障害の障害者控除対象者認定書が交付された方	26 万円

所得控除の種類	控除の条件 および 記入方法	控除額
⑳障害者控除	「特別障害者」…身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、愛護手帳A所持者、または要介護認定者で介護保険者から特別障害の障害者控除対象者認定書が交付された方	30万円
	「同居特別障害者」…同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、納税義務者（または配偶者その他生計を一つにする親族）と同居している方	53万円
㉑㉒ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者 （*2）	次のア、イのいずれかに該当する場合、配偶者の氏名、マイナンバー、生年月日、控除額を記入してください ア 同一生計配偶者がいる方 イ 自己の令和6年中の合計所得金額が1千万円以下で、生計を一つにする配偶者（事業専従者を除く）の令和6年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の方	
	上記アに該当する方のうち、自己の合計所得金額が1千万円超の方 ※控除はありませんが、町民税・県民税の非課税判定等は同一生計配偶者の数を含めて行いますので、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください。	控除なし
	上記アに該当する方のうち、自己の合計所得金額が1千万円以下の方（配偶者控除を受ける方）	14ページ 参照
	上記イに該当する方（配偶者特別控除を受ける方）は、配偶者の合計所得金額を記入してください	
㉓扶養控除	控除対象扶養親族（*3）がいる場合、該当する方の氏名、マイナンバー、生年月日、同居・別居の区分、続柄、控除額を記入してください（*4）	
	一般…16歳～18歳の方（H18.1.2～H21.1.1生）および23歳～69歳の方（S30.1.2～H14.1.1生）	33万円
	特定…19歳～22歳の方（H14.1.2～H18.1.1生）	45万円
	老人…70歳以上の方（S30.1.1以前生）	38万円
	同居老親等…70歳以上の方（S30.1.1以前生）のうち、父母などで同居している方	45万円
	16歳未満の方（H21.1.2以降生）…控除はありませんが、町民税・県民税の非課税判定などは16歳未満の扶養親族の人数を含めて行いますので、氏名、マイナンバー、生年月日を記入してください（*4）	控除なし

所得控除の種類	控除の条件 および 記入方法		控除額
②④基礎控除	自己の合計所得金額に応じて右のと おりの控除額とな ります	2,400 万円以下	43 万円
		2,400 万円超 2,450 万円以下	29 万円
		2,450 万円超 2,500 万円以下	15 万円
		2,500 万円超	0 円
②⑤ ⑬～②④までの計	上記⑬から②④までの合計額を記入してください		
②⑥雑損控除	自己または生計を一にする令和 6 年中の総所得金額が 48 万円以下の配偶者その他の親族が、令和 6 年中に災害や盗難などにより住宅や家財などの資産に損害を受けた場合、または令和 6 年中に災害に関連してやむを得ない支出をした場合		15 ページ 参照
②⑦医療費控除	自己または生計を一にする配偶者その他の親族のために、令和 6 年中に医療費等を支払った場合 ※「医療費控除の明細書」を作成してください。		15 ページ 参照
②⑧合計 (②⑤+②⑥+②⑦)	上記②⑤②⑥②⑦の合計額を記入してください		

- \* 1 生計を一にする配偶者や親族などが受け取る給与や公的年金等から直接差し引かれる社会保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は、自己の社会保険料控除の対象にはなりません。なお、生計を一にする配偶者や親族などが支払うべき国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料を口座振替により支払った場合は、支払った方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- \* 2 「同一生計配偶者」とは、生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている方や事業専従者を除く）のうち、令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下の方です。また、自己の令和 6 年中の合計所得金額が 1 千万円以下である場合の同一生計配偶者は「控除対象配偶者」と言います。
- \* 3 扶養親族とは、生計を一にする親族等（配偶者、事業専従者を除く）で、令和 6 年中の合計所得金額が 48 万円以下の方です。また、扶養親族のうち年齢 16 歳以上の方（平成 21 年 1 月 1 日以前生）の方は「控除対象扶養親族」と言います。
- \* 4 別居の扶養親族がいる場合は、「12 別居の扶養親族等に関する事項」に記入してください。

《⑤生命保険料控除の計算方法》

保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑤に支払った保険料額を、「4 所得から差し引かれる金額」の⑤に「O (ホ)」の金額を記入してください。

①旧契約（平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約等）

一般の生命保険料			個人年金保険料		
A	支払った保険料	A 円	B	支払った保険料	B 円
	A の金額	控除額		A の金額	控除額
C	~15,000 円	A の金額	D	~15,000 円	B の金額
	15,001 円~ 40,000 円	$A \times 0.5$ +7,500 円		15,001 円~ 40,000 円	$B \times 0.5$ +7,500 円
	40,001 円~ 70,000 円	$A \times 0.25$ +17,500 円		40,001 円~ 70,000 円	$B \times 0.25$ +17,500 円
	70,001 円~	35,000 円		70,001 円~	35,000 円

②新契約（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した保険契約等）

一般の生命保険料			個人年金保険料			介護医療保険料		
E	支払った保険料	E 円	F	支払った保険料	F 円	G	支払った保険料	G 円
	E の金額	控除額		F の金額	控除額		G の金額	控除額
H	~12,000 円	E の金額	I	~12,000 円	F の金額	J	~12,000 円	G の金額
	12,001 円~ 32,000 円	$E \times 0.5$ +6,000 円		12,001 円~ 32,000 円	$F \times 0.5$ +6,000 円		12,001 円~ 32,000 円	$G \times 0.5$ +6,000 円
	32,001 円~ 56,000 円	$E \times 0.25$ +14,000 円		32,001 円~ 56,000 円	$F \times 0.25$ +14,000 円		32,001 円~ 56,000 円	$G \times 0.25$ +14,000 円
	56,001 円~	28,000 円		56,001 円~	28,000 円		56,001 円~	28,000 円
K	C + H	K 円 (上限 28,000 円)	M	D + I	M 円 (上限 28,000 円)			
L	C と K のいずれ か大きい金額	L 円	N	D と M のいずれ か大きい金額	N 円	O	J + L + N (上限 7 万円)	

≪⑩地震保険料控除の計算方法≫

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の⑩に支払った保険料額を、「4所得から差し引かれる金額」の⑩に「E」の金額を記入してください。

地震保険料			旧長期損害保険料		
A	支払った保険料	A 円	B	支払った保険料	B 円
C	Aの金額 50,000円 以下	A×0.5	D	Aの金額 5,000円 以下	Bの金額
	50,000円 超	25,000円		5,001円～ 15,000円	B×0.5 +2,500円
				15,001円～	10,000円
					E C+D (上限 25,000円)

※一つの契約に地震保険料と旧長期損害保険料の両方がある場合は、いずれか一方でしか控除できません。

≪②②配偶者控除・配偶者特別控除≫

令和6年中の合計所得金額と配偶者の合計所得金額を下の表にあてはめ、該当する控除額を「4所得から差し引かれる金額」②②に記入してください。

		自己の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控 除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人(70歳以上) (S28.1.1以前生)	38万円	26万円	13万円
配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用なし			

※自己の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用は受けられません。

《②⑥雑損控除の計算方法》

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②⑥に損害の原因や年月日、損害金額（下表のA）、保険金などで補填される金額（下表のB）、差引損失額のうち災害関連支出の金額（下表のG）を記入し、「4所得から差し引かれる金額」②⑥に控除額である「I」を記入してください。

損害金額	A 円	C - E	F 円
保険金などで補填される金額	B 円	Cのうち災害関連支出の金額	G 円
A - B（差引損失額）	C 円	G - 50,000 円	H 円
申告書②の金額	D 円	FとHのいずれか多い方の金額	雑損控除額 I 円
D × 0.1	E 円		

《②⑦医療費控除の計算方法》

申告書の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の②⑦に支払った医療費等と保険金などで補てんされる金額を記入し、「4所得から差し引かれる金額」②⑦に下の表の計算式による控除額を記入してください。

総所得金額	控除額
200万円未満の方	医療費控除額 = 支払った医療費等の金額 - 保険金などで補填される金額 - 総所得金額等の金額の5%
200万円以上の方	医療費控除額 = 支払った医療費等の金額 - 保険金などで補填される金額 - 10万円

(4) 5 給与・公的年金等に係る所得以外（令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与や公的年金等に関する所得のほかにも所得がある場合、給与や公的年金等に関する所得以外の所得に対する町民税・県民税の納税方法について、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）かを選択できます。希望する方法の□欄にチェックしてください。

(5) 6 給与所得の内訳～10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

申告書裏面6～10については、この手引きの6～9ページ記載の各所得の説明をご覧ください。

(6) 11 事業専従者に関する事項

生計を一にする配偶者やその他の親族のうち、自己の事業に専ら従事した方がいる場合、その方の氏名、続柄、専従者給与（控除）額、個人番号などを記入してください。なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき、次のアかイのいずれか少ない方の金額となります。

ア 86万円（配偶者以外の場合は50万円）

イ 事業専従者控除額を差し引く前の所得金額÷（事業専従者の数+1）

※事業の収支内訳書の事業専従者に関する欄にも、漏れなく記入してください。

(7) 12 別居の扶養親族等に関する事項

11～12 ページ「㉓扶養控除」に関する\*4の説明をご覧ください。

(8) 13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で、該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。事業税に関する詳細は、青森県上北地域県民局県税部へお問い合わせください。

(9) 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

上場株式の配当などで支払時に住民税が徴収された配当所得などや、源泉徴収口座における株式等譲渡所得などがある方が、これらの所得を含めて申告することを選択し、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合、各欄に配当割額控除額、または株式等譲渡所得割額控除額の金額を記入してください。

(10) 15 寄附金に関する事項

令和6年中に次のア～ウの団体に対して支払った寄附金の合計が2千円を超える場合に記入してください。

ア 総務大臣から指定を受けている都道府県、市町村または特別区（ふるさと納税）

イ 令和7年1月1日現在の住所地の共同募金会または日本赤十字社支部

ウ 青森県またはおいらせ町が条例で定めるもの

※上記アについては、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行った場合、所得税の確定申告または町民税・県民税申告をすることにより適用されなくなりますので、寄附金を含めて申告してください。

## 8. 申告に関する提出書類

必要書類など	具体例	備考
①町民税・ 県民税申告書		※窓口で申告される場合は不要。 (窓口で作成します)
②令和6年中の 収入が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給与・年金の源泉徴収票</li> <li>●事業・不動産の収支内訳書</li> <li>●報酬等の支払調書</li> <li>●その他収入が分かる書類</li> </ul>	<p>※申告時に原本を提示してください。</p> <p>※郵送提出の場合は写しを添付してください。</p>
③控除が 分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会保険料の領収書・控除証明書</li> <li>●小規模企業共済等掛金の支払証明書</li> <li>●生命(地震)保険料の保険料払込証明書</li> <li>●障害者手帳または障害者控除対象者認定書(障害者控除に必要)</li> <li>●学生証または在学証明書(勤労学生控除に必要)</li> <li>●雑損控除に関する災害の損失や補填金額が分かる書類</li> <li>●医療費控除の明細書(医療費控除)</li> <li>●寄附金受領証明書(寄付金控除)</li> </ul>	<p>※各種証明書や手帳などは申告時に原本を提示してください。</p> <p>※郵送提出の場合は写しを添付してください。</p> <p>※医療費控除明細書や寄附金受領書は原本を添付してください。</p> <p>※医療費控除の申告の際、医療費通知から転記した場合は、医療費通知の原本を添付してください。</p> <p>※源泉徴収票に記載されている控除については、証明書等はありません。</p> <p>※国外居住親族の扶養控除などの適用を受ける場合は、その親族の「親族関係書類(戸籍附票や外国政府が発行した書類など)」と「送金関係書類(金融機関の書類クレジットカード発行会社の書類など)」の添付が必要です。</p>
④本人確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マイナンバーカード</li> </ul>	<p>※マイナンバーカードを持っていない場合、「身元確認書類」と「番号確認書類」の両方が必要です。</p> <p>※身元確認書類とは、運転免許証、保険証又はパスポートなど。</p> <p>※番号確認書類とは、番号通知カード又は番号記載の住民票など。</p>